

学事第870号

令和3年9月28日

各学校法人理事長
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

緊急事態宣言解除後の私立学校の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

国は令和3年9月28日に、本県の緊急事態宣言を9月30日をもって解除することを決定しました。

これを受けて、本県では同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「令和3年10月1日以降の県立学校の対応について」(別添資料1)を決定しました。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の対応を取るようお願いします。

併せて、各私立小・中学校におかれては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考の上対応をお願いします。

また、寮や寄宿舎においては、別紙を参考に改めて感染対策を徹底するとともに、寮生の健康管理に御留意いただきますようお願いいたします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年9月28日付け教高指第1470号

「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について (通知)」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年9月28日付け教義指第762号

「緊急事態宣言解除後の市町村立学校の対応について (通知)」

担当：総務部学事課 高等学校担当

電話：048-830-2558